



島根県報

平成27年10月27日（火）

第2,746号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

平成27年度第4次自衛官募集 (防災危機管理課) 3

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 4

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
塗装ブース	1時間につき	350円
高速液体クロマトグラフ	1時間につき	760円
デジタルマイクロスコープ	1時間につき	450円
微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	700円
マイクロプレートリーダー	1時間につき	300円
非接触三次元デジタイザー	1時間につき	1,230円
非接触測定点群評価システム	1時間につき	60円
並列計算モジュール	1時間につき	150円

2 施行期日

平成27年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

データロガー	1時間につき	70円
--------	--------	-----

を

「

データロガー	1時間につき	70円
塗装ブース	1時間につき	350円

に、

」

「

ICP-MS	1時間につき	2,260円
--------	--------	--------

を

」

「

ICP-MS	1時間につき	2,260円
高速液体クロマトグラフ	1時間につき	760円
デジタルマイクロスコープ	1時間につき	450円
微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	700円

に、

」

「

測色色差計	1時間につき	90円
-------	--------	-----

」

「

測色色差計	1時間につき	90円
マイクロプレートリーダー	1時間につき	300円

」に、

「

炉前浴湯管理装置（CEメーター）	1時間につき	160円
------------------	--------	------

」を

「

炉前浴湯管理装置（CEメーター）	1時間につき	160円
非接触三次元デジタイザー	1時間につき	1,230円
非接触測定点群評価システム	1時間につき	60円
並列計算モジュール	1時間につき	150円

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

告 示

島根県告示第708号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成27年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成27年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集種目

自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

3 応募締切

(1) 平成27年11月13日（金）

(2) 平成27年12月4日（金）

4 試験期日

(1) 平成27年11月15日（日）

(2) 平成27年12月5日（土）

5 試験会場

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

島根県出雲合同庁舎 出雲市大津町1139（電話0853（30）5509）

6 試験科目

(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

(2) 口述試験・適性検査・身体検査

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10 (電話0852 (21) 0015)

島根県告示第709号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市1183-8、1183-9、1184、1185

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第710号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町丸茂440、440-1、441-1、441-2、442、444、444-1、446、448、450、451、451-1から451-3まで、452、452-1、453、454、454-1、455から458まで、460-2、460-3、462から464まで、464-1、465、465-1、465-2、2772、2773、2773-1、2774、2775、2775-1から2775-3まで、2777、2782、2783、2783-1から2783-4まで、2784、2784-1、2785、2785-1、2785-2、2786、2786-1、2787、2787-1、2788、2788-1、2788-2、3621

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
平成27年9月26日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域
益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影）
- 2 作業期間
平成27年10月13日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域
江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町及び邑智郡邑南町